

# 帯広市における観光振興のための 新たな財源の検討

---

2020年7月28日  
帯広市

# 観光振興等に関する財源（宿泊税：論点）

- 観光振興のための新たな財源として、他自治体の検討状況等を踏まえ、宿泊税を軸に検討すると、課税客体や税率・税額、免税点などの論点が考えられる。

## 観光振興のための新たな財源を宿泊税とした場合の主な論点

- ① 課税客体等  
課税客体や課税標準、納税義務者など
- ② 徴収方法等  
徴収方法や特別徴収義務者など
- ③ 税率・税額  
定額制を用いる場合の税額もしくは定率制を用いる場合の税率など
- ④ 免税点  
免税点の有無や基準など
- ⑤ 課税免除  
課税免除の有無や基準など
- ⑥ 特別徴収交付金等  
特別徴収を用いる場合、特別徴収義務者への交付金など
- ⑦ 入湯税  
入湯税に係る制度改正など

# 観光振興等に関する財源（宿泊税：①課税客体等）

- 宿泊税とした場合の課税客体等については、多くの自治体において、ホテル・旅館等のほか、民泊を対象とし、施設への宿泊者を納税義務者としている。

## 課税客体等

- 宿泊税を導入している多くの自治体においては、旅館業法の許可を受けたホテル・旅館、簡易宿所のほか、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）等を課税客体としており、いずれも宿泊数への課税とし、納税義務者は当該施設への宿泊者。
- 福岡市、北九州市においては、福岡県と同じ課税客体等としている。

## 他自治体の事例

旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）等

<市町村> 京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市  
<都道府県> 大阪府、福岡県

旅館業法の許可を受けたホテル、旅館

<都道府県> 東京都

## 観光振興等に関する財源（宿泊税：②徴収方法等）

- 宿泊税とした場合の徴収方法等については、特別徴収が用いられており、宿泊事業者等が特別徴収義務者として宿泊者から宿泊税を徴収し、納入している。

### 徴収方法等

- 宿泊税を導入している自治体においては、特別徴収を用い、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。
- 福岡市、北九州市においては、福岡県と同じ徴収方法等としている。

### 他自治体の事例

- 特別徴収
- 特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者等、宿泊税の徴収について便宜を有する者

<市町村> 京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市  
<都道府県> 大阪府、福岡県

- 特別徴収
- 特別徴収義務者：旅館業を営む者等、宿泊税の徴収について便宜を有する者

<都道府県> 東京都

# 観光振興等に関する財源（宿泊税：③税率・税額）

- ・ 宿泊税とした場合の税率・税額については、定額制を用いる自治体が多く、宿泊料金により税額を変動させる自治体が多い。

## 税率・税額

- 宿泊税を導入している自治体においては、一部、定率制を用いる自治体があるものの、定額制を用いる自治体が多い。
- 税額は、各自治体によって異なり、宿泊料金により税額を変動させる自治体が多い。
- 福岡市、北九州市においては、福岡県と同じ定額制を用いている。

## 他自治体の事例

### 定額制

- <市町村> 京都市（2万円未満：200円、2万円以上5万円未満：500円、5万円以上：1,000円）、  
金沢市（2万円未満：200円、2万円以上：500円）、  
福岡市（2万円未満：150円、2万円以上：450円）、北九州市（150円）
- <都道府県> 東京都（1万5千円未満：100円、1万5千円以上：200円）  
大阪府（1万5千円未満：100円、1万5千円以上2万円未満：200円、2万円以上：300円）  
福岡県（200円（福岡市・北九州市：50円、その他の宿泊税を課す市町村：100円）

### 定率制

- <市町村> 倶知安町（宿泊料金の2%）

## 観光振興等に関する財源（宿泊税：④免税点）

- 宿泊税とした場合の免税点については、設けない自治体が多いものの、都道府県の中には、設けているケースもある。

### 免税点

- 宿泊税を導入している自治体においては、免税点を設けていない自治体が多いものの、東京都や大阪府などの都道府県では、免税点が設けているケースもある。
- 福岡市、北九州市においては、福岡県と同じく、免税点を設けていない。

### 他自治体の事例

#### 免税点なし

<市町村> 京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市  
<都道府県> 福岡県

#### 免税点あり

<都道府県> 東京都（10,000円）、  
大阪府（7,000円）

# 観光振興等に関する財源（宿泊税：⑤課税免除）

- 宿泊税とした場合の課税免除については、修学旅行に参加する学生などに関して設けている自治体が見受けられる。

## 課税免除

- 宿泊税を導入している自治体においては、課税免除のない自治体のほか、修学旅行に参加する学生、職場体験を行う学生などに課税免除を行う自治体が見受けられる。
- 福岡市、北九州市においては、福岡県と同じく、課税免除をなしとしている。

## 他自治体の事例

### 課税免除なし

<市町村> 金沢市、福岡市、北九州市  
<都道府県> 東京都、大阪府、福岡県

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者

<市町村> 京都市

- 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者
- 倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生

<市町村> 倶知安町

# 観光振興等に関する財源（宿泊税：⑥特別徴収交付金等）

- ・ 宿泊税とした場合の特別徴収にあたる宿泊事業者等には、多くの自治体で、納入金額に応じて交付金等を交付している。

## 特別徴収交付金等

- 宿泊税を導入している自治体においては、新たに徴収に係る労力などが発生するため、特別徴収にあたる宿泊事業者等に納入金額に応じて交付金等を交付している。
- 福岡市、北九州市においては、福岡県と同様の制度としている。

## 他自治体の事例

### 京都市

- ・ 納期内納入額の3.0%（令和6年度以降は、2.5%）
- ・ 交付上限額：令和元年度（5か月分）833,000円、令和2年度以降 200万円

### 金沢市

- ・ 納期内納入額の3.0%（令和6年度以降は、2.5%）  
※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算
- ・ 交付上限額：前期、後期それぞれ50万円

### 倶知安町

- ・ すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%（令和6年度以降は、2.5%）
- ・ 1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%（令和6年度以降は、2.0%）
- ・ 加算金を伴う増額更生等を受けたとき 納期内完納額の1.5%（令和6年度以降は、1.0%）

### 福岡市

- ・ 納期内納入額の3.0%（令和7年度以降は、2.5%）  
※令和6年度まで、全てを電子申告かつ納期内納入の場合、3.5%
- ・ 交付上限額：1施設につき200万円 ※令和2年度は833,333円

※福岡県、北九州市と同様の制度

# 観光振興等に関する財源（宿泊税：⑦入湯税）

- ・ 宿泊税とした場合の入湯税の扱いについては、税の用途や目的などが異なることから、多くの自治体では入湯税に係る制度改正を行っていない。

## 入湯税

- 宿泊税を導入している自治体においては、納入義務者の負担軽減を図るため、入湯税の減額を行う自治体もあるものの、多くの自治体では入湯税に係る制度改正を行っていない。

### <入湯税（帯広市）>

課税客体（納税義務者）：鉱泉浴場における入湯行為（入湯客）

使 途：環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）

税 率：入湯客1人1泊150円（日帰り入湯客は、1人1日50円）

課税免除：年齢15歳未満の者、共同浴場等に入湯する者、鉱泉浴場の利用料金が1,000円以下で施設に入湯する者（宿泊者を除く）、修学旅行等の学校行事における引率者・随伴者など

## 他自治体の事例

### 入湯税に係る制度改正なし

<市町村> 京都市、金沢市、倶知安町、北九州市

### 入湯税に係る制度改正あり

<市町村> 福岡市（宿泊1人1泊あたり150円から50円に減額）

# (参考) 北海道における (仮称) 観光振興税の検討状況

- 北海道における (仮称) 観光振興税に係る懇談会では、税率・税額や免税点、課税免除などの論点に関して、意見交換などが行われている。

## 北海道における (仮称) 観光振興税の検討

- 北海道では、多様化する観光需要に対応するための財源確保に向けて、(仮称) 観光振興税の考え方を取りまとめていくにあたり、幅広い方々から意見を伺うため、懇談会を設置。
- 令和元年12月から令和2年2月にかけて開催。

## (仮称) 観光振興税に係る懇談会としてのまとめ

### 税率・税額

道税を100円とし、市町村が独自に宿泊税を導入する場合は、それぞれ条例を定めて用途に見合った税額を設定するケースが望ましい

### 免税点・課税免除

免税点は設けず、修学旅行等の学校行事のみを免除することが望ましい

※北海道「(仮称) 観光振興税に係る懇談会」における意見から抜粋